

## 千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅療養を行う若年のがん患者に対し、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、当該患者が、その希望に応じて、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送るにあたり必要な支援を実施することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象者 次条に規定する者
- (2) 申請者 千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業（以下「支援事業」という。）を利用しようとする者（対象者が未成年である場合は、その法定代理人とする。）
- (3) 利用者 現に支援事業の利用決定を受けている者

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請時及び利用時に市内に住所を有する40歳未満の者
- (2) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない者に限る。）

### (助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が在宅で生活するために必要とする、次の各号のいずれかに該当するサービス（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した事業者が提供するサービスに限る）（以下「サービス」という。）を利用する経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項の訪問介護に相当するサービス（これに類するサービスとして市長が適当と認めるものを含む。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項の福祉用具の借受け又は第13項の購入に相当するサービス（ただし、助成対象者が千葉市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱に基づく日常生活用具の給付の対象となる場合には、給付の対象となる経費を除く。）
- (4) 第9条第1項の利用決定において利用開始日と定められた日以降に利用するサービスであって、現に利用決定を受けている助成対象者を対象とするもの

2 ただし、他の事業において、前項に規定するサービスと同様のサービスを受けている場合、当該サービスに係る経費は助成対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、利用者が利用した対象経費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。）とし、利用者一人につき、ひと月当たり54,000円を限度とする。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている利用者については、一人につき、ひと月当たり60,000円を限度として助成対象経費の全部を助成するものとする。

(サービス提供事業者への依頼)

第6条 事業者へのサービス提供の依頼は、申請者自身が行うものとする。

(支援事業の利用の申請)

第7条 申請者は、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用申請書（様式第1号）（以下「利用申請書」という。）及び千葉市若年がん患者の在宅療養支援事業に係る意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、意見書は、やむを得ない場合には利用申請書の提出日より後に提出することができるものとする。

2 助成対象者本人が申請者である場合は、利用申請書内で支援事業に係る一切の手続きを民法第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1項第1号の規定に関わらず、支援事業に係る手続きを委任されているものとする。

3 助成対象者本人が申請者であり、かつ助成対象者の死亡時に受任者が指定されていない場合、助成対象者が死亡した時点をもって支援事業に係る手続きは行えないものとする。

(医師の意見の聴取)

第8条 市長は、必要と認める場合には、助成対象者の病状及び治療内容について医師の意見を求めることができる。

(利用決定及び通知)

第9条 市長は、第7条第1項に定める利用申請書を受理した時には、速やかに支援事業の利用の可否を決定し、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用決定通知書（様式第3号）（以下「利用決定通知書」という。）又は千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用不決定通知書（様式第4号）（以下「利用不決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。ただし、意見書が利用申請書より後に提出される場合には、書類を全て受理した後に、又は前条における医師への意見照会にかかる回答を受理した後に支援事業の利用の可否を決定するものとする。

2 前項による利用決定を受けた場合、支援事業の利用期間の始期は、市長が利用申請書の提出を受けた日と第7条第1項の意見書における病名の診断年月日のうち遅い日とする。

(変更等の届出義務)

第10条 利用者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用変更（中止）届出書（様式第5号）（以下「利用変更（中止）届出書」という。）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第3条の各号に定める助成対象者に該当しなくなったとき

（利用変更の確認及び利用中止の決定の通知）

第11条 市長は、第10条に定める利用変更（中止）届出書を受理したときは、届出内容について確認のうえ、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用中止決定通知書（様式第6号）又は千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用変更通知書（様式第7号）により、届出者に通知するものとする。

（利用の中止又は取消し）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 症状の悪化等により支援事業を受けることが困難であると認められるとき
- (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないとき

2 市長は、前項に定める支援事業の中止または取消しをしたときは、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用中止（取消）通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請及び交付請求、期限）

第13条 助成金の交付を受けようとする利用者は、規則第3条第1項の規定に基づき、月単位で作成した千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付申請書兼交付請求書（様式第9号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象経費に係る領収書
- (2) 助成対象経費とするサービスに係る明細書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする利用者は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して2年を経過する日までに、当該サービスに係る交付申請書を市長に提出するものとする。

（助成金交付の決定及び額の確定）

第14条 市長は、利用者から前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付を決定するとともに、助成金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該利用者には、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付決定及び額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 第1項の審査の結果、助成金を交付することが不適当と認めたときは、当該利用者には、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金不交付決定通知書（様式第11号）により通知

するものとする。

(助成金の交付)

第15条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付請求は、第13条第1項に規定する交付申請書の提出をもって代える。

(交付決定の取消通知)

第16条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

第17条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

2 改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。